（判定の業務の休廃止の届出）

第六十三条　登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第五十九条第一項の規定により判定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記様式第五十四による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（判定の業務の引継ぎ等）

第六十四条　登録建築物エネルギー消費性能判定機関（国土交通大臣が法第六十条第一項又は第二項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関の登録を取り消した場合にあっては、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関であった者。次項において同じ。）は、法第五十九条第一項の規定により判定の業務の全部を廃止したとき又は法第六十条第一項又は第二項の規定により登録を取り消されたときは、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　（略）

二　法第五十五条第一項の帳簿を国土交通大臣に、同条第二項の書類を所轄庁に引き継ぐこと。

三　（略）

２　（略）

（登録建築物エネルギー消費性能評価機関に係る登録の申請）

第六十五条　法第六十一条第一項に規定する登録を受けようとする者は、別記様式第五十五による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一～六　（略）

七　申請者が法第四十五条第一号及び第二号に掲げる者に該当しない旨の市町村の長の証明書

八　申請者が法第四十五条第三号及び法第六十二条第二号から第四号までに該当しない旨を誓約する書面

九　（略）

十　評価員となるべき者の氏名及び略歴を記載した書類並びに当該者が法第六十四条各号のいずれかに該当する者であることを証する書類

十一　（略）

（心身の故障により評価の業務を適正に行うことができない者）

第六十五条の二　法第六十二条第三号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により評価の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（登録建築物エネルギー消費性能評価機関登録簿の記載事項）

第六十六条　法第六十三条第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～三　（略）

（公示事項）

第六十七条　法第六十一条第二項において読み替えて準用する法第四十七条第一項の国土交通省令で定める事項は、前条各号に掲げる事項とする。

（判定の業務の休廃止の届出）

第六十三条　登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第五十四条第一項の規定により判定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記様式第五十四による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（判定の業務の引継ぎ等）

第六十四条　登録建築物エネルギー消費性能判定機関（国土交通大臣が法第五十五条第一項又は第二項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関の登録を取り消した場合にあっては、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関であった者。次項において同じ。）は、法第五十四条第一項の規定により判定の業務の全部を廃止したとき又は法第五十五条第一項又は第二項の規定により登録を取り消されたときは、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　（略）

二　法第五十条第一項の帳簿を国土交通大臣に、同条第二項の書類を所轄庁に引き継ぐこと。

三　（略）

２　（略）

（登録建築物エネルギー消費性能評価機関に係る登録の申請）

第六十五条　法第五十六条第一項に規定する登録を受けようとする者は、別記様式第五十五による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一～六　（略）

七　申請者が法第四十条第一号及び第二号に掲げる者に該当しない旨の市町村の長の証明書

八　申請者が法第四十条第三号及び第五十七条第二号から第四号までに該当しない旨を誓約する書面

九　（略）

十　評価員となるべき者の氏名及び略歴を記載した書類並びに当該者が法第五十九条各号のいずれかに該当する者であることを証する書類

十一　（略）

（心身の故障により評価の業務を適正に行うことができない者）

第六十五条の二　法第五十七条第三号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により評価の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（登録建築物エネルギー消費性能評価機関登録簿の記載事項）

第六十六条　法第五十八条第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～三　（略）

（公示事項）

第六十七条　法第五十六条第二項において読み替えて準用する法第四十二条第一項の国土交通省令で定める事項は、前条各号に掲げる事項とする。